

10月24日の政府交渉を踏まえた要請書

川内原発事故時の避難計画は極めて杜撰で市民の安全を守れない

避難施設は津波等の危険区域等に設定してはならない等を定めた
災害対策基本法の改正にともなう原子力災害対策特別措置法に違反濃厚

避難先の水俣市の避難所も同様です

拙速な再稼働同意には反対だと表明してください

出水市長 渋谷俊彦 様

川内原発の再稼働について、住民の反対の声を無視して推進の動きが加速しています。

私たちは、10月24日に、川内原発の避難計画と火山リスク等の安全性問題に関して、政府と交渉を行いました。今日は、その中で避難計画の問題について、明らかになった点をお伝えし、要請いたします。

1. スクリーニング・除染の場所について

国と鹿児島県は、スクリーニング・除染の場所は避難先市町に一カ所設置するとしています。しかし、鹿児島県内の避難先でも具体的な場所はまだ決まっておらず、避難先自治体とも相談していません。

2. 要援護者の避難計画について

(1) 10km要援護者の避難先は、事故後に「コンピュータ・システム」で選定するとしています。しかしこれは、内閣府「共通課題についての対応指針」(平成25年10月)で、「30km圏内の入院患者・入所者の受入れに足る十分な避難先施設をあらかじめ決めておく…」という方針にも反するものです。

交渉で内閣府の担当官は、「コンピュータ・システムが出来上がるのは今月末。まだどんなものかは実際には確認していない」と回答し、未だ何も具体化していないとのことでした。

(2) 原発から最短1.6kmに要援護者の「一時退避所」。3～4日間の「一時退避」の後に、どのように救出・避難するか等は何も決まっていませんでした。

規制委のシミュレーション*でも2日間の屋内退避で最大190ミリシーベルトの被ばく量になります。

(※このシミュレーションの前提は、セシウム137の放出量は100テラベクレル(福島原発事故における東電が評価したセシウム137放出量の100分の1)という、甘い想定)

(3) このような屋内退避の方針等について、障がい者団体や病院・福祉施設責任者等の意見を聞くなどが必要ですが、「鹿児島県が確認すべきもの。県が確認したかどうかはわからない」と答えるのみでした。

3. 避難の判断等に SPEEDI は使わない

原子力規制委員会は10月8日に、SPEEDIを避難判断に使わない方針を決めました。事故時の放射能放出量や気象予測の不確かさを排除することは不可能だとして「被ばくのリスクを高めかねないとの判断による」とまで述べています。しかし、UPZ圏内や避難先には測定設備はわずかしかありません。SPEEDIを使わないという規制委員会の決定は、福島原発事故の教訓を踏みにじり、被ばくを避ける避難を放棄するものです。これでは出水市の汚染状況も把握することはできません。

4. 避難施設は、津波等の危険区域に設定してはならない

薩摩川内市の「一時避難場所」等は、津波危険区域にあり、法律違反が濃厚

災害対策基本法の4月改正により、原発事故時の「一時避難場所」（バスで移動するための集合地点）や「避難所」（体育館等）は「安全区域」に指定することになり、原発事故後の避難についてもこれらが適用されるようになりました。内閣府の防災担当者はこのことを認めました。

また、薩摩川内市の避難計画では、「一時避難場所」が津波の危険区域に設定されていることも認め、近くの代替施設の使用も検討する必要があると述べました。

このように、津波の危険区域に設定されている薩摩川内市の避難施設は、法律違反が濃厚です。少なくとも、津波の危険区域にある避難施設は計画を変更すべきです。実際に、兵庫県の避難受け入れ自治体では、危険区域に設定していた避難所の変更を検討しています。（別紙説明資料参照）。

5. 避難先の水俣市の避難所も危険区域内にある

上記の問題は、鹿児島だけの問題ではありません。出水市の市民を受け入れる水俣市の避難施設でも、地震や土砂災害等の危険区域に指定されているものが複数あります。例えば、久木野小体育館（268名）は土砂災害の危険区域であり、二中体育館（443名）は洪水高潮の危険区域等々。これら避難所も法律違反濃厚です。

以上のように、10月24日の政府交渉で、川内原発事故時の避難計画は極めて杜撰で根本的な問題があり、実効性もないことが明らかになりました。

これらを踏まえ、以下を強く要請します。

要 請 事 項

現在の避難計画はあまりにも杜撰で、法律違反が濃厚だという新たな問題も浮上しています。川内原発の再稼働同意について議論・決定できるような状況ではありません。

それにもかかわらず、薩摩川内市と鹿児島県は、国と歩調をそろえて早期に再稼働同意を表明しようとしています。このままでは、出水市民を守ることはできません。

出水市の避難先である水俣市の避難施設も、土砂災害等の危険区域に設定されており法律違反が濃厚です。出水市民の避難受け入れは困難となります。

1. 出水市民の安全を守れない拙速な再稼働同意には反対だと表明してください。

2014年10月27日

反原発・かごましネット／避難計画を考える緊急署名の会（いちき串木野市）／玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会／グリーン・アクション／グリーンピース・ジャパン／福島老朽原発を考える会／FoE Japan／原子力規制を監視する市民の会